



---

タンニング関連施設における  
新型コロナウイルス感染拡大防止のためのガイドライン

2020.4.8



## はじめに

新型コロナウイルス感染拡大防止の取り組みはあらゆる業界が行っており、2020年3月16日に当協会加盟店に感染拡大防止のための対応資料をお送りさせていただきましたが、4月7日に政府より発令された緊急事態宣言(7都府県…東京、神奈川、埼玉、千葉、大阪、兵庫)を受け、より一層、対応強化したガイドラインを作成いたしました。7都府県に該当しない加盟店におかれましても、事態は刻々と変化しておりますので、政府や都道府県から発表される内容に注視いただき、迅速な対応をお願いいたします。



## ■ 利用者への注意喚起について ■

施設入口、フロント、ホームページ等で利用者への注意喚起を行う際の参考にしてください。

### 新型コロナウイルス感染拡大防止のためのお客様へのお願い

施設内での感染拡散を防ぐため、またお客様ご自身の予防と安全のためにも、しばらくの間、以下の事項を厳守の上、ご利用いただきますよう、お願いいたします。少しでも以下に該当すると感じる点がある方の施設のご利用はご遠慮ください。

■ご来店の際はマスクをご用意できる方は出来る限り着用をお願いいたします。

■次の症状がある方等、該当する点があるお客様はご来店をご遠慮ください。

- ① 風邪の症状（くしゃみや咳が出る）がある方
- ② 37.5 度以上の熱がある方
- ③ 強いだるさ（倦怠感）や息苦しさがある方
- ④ 咳・痰・胸部不快感のある方
- ⑤ 同居家族や身近な人に感染が疑われる方がいる方
- ⑥ その他新型コロナウイルス感染可能性の症状がある方  
※厚生労働省サイトをご参照ください  
<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000596905.pdf>
- ⑦ 過去 14 日以内に、政府から入国制限、入国後の観察期間を必要と発表されている国・地域への渡航、並びに当該者との濃厚接触がある方。  
※外務省サイトをご参照ください  
[https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/country\\_count.html](https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/country_count.html)  
[https://www.anzen.mofa.go.jp/masters/kansen\\_risk.html](https://www.anzen.mofa.go.jp/masters/kansen_risk.html)
- ⑧ 通学中の学校にて休業措置が取られている場合は、学生(16・17 歳)の方はご来店をご遠慮ください。
- ⑨ 以下に該当する、感染による重症化を引き起こす可能性がある疾病をお持ちの方は、ご自身の安全のためしばらくの間、ご来店をお控えください。  
[糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD 等）の基礎疾患がある方]  
[人口透析を受けている方] [免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方]



## ■ 営業に関する対応について ■

下記の注意点を参考に対応してください。

- ① 入口における注意喚起掲示の徹底
- ② 施設内の消毒殺菌
- ③ 入口への手指消毒剤配置
- ④ 施設内の清掃・除菌についての通常以上の徹底  
(タンニングマシン、各ドアノブ、洗面所の蛇口、トイレなど不特定多数が触れる箇所  
のこまめな清拭と除菌)  
※タオルやキッチンペーパー等で清掃・除菌する際にはゴム手袋、ない場合はビニール  
袋等を用いて、直接手が触れないように清掃者の安全を確保することもポイントです。
- ⑤ 施設内・個室の十分な換気
- ⑥ スタッフは全員マスク使用が望ましく、利用者には可能な限りマスク使用をお願いする
- ⑦ 間近な距離での会話を避けるなど、三密(密集/密室/密接)回避に配慮する
- ⑧ スタッフの健康管理
  1. スタッフ全員の出勤前後の体温チェックを徹底(37.5 度以上は出勤停止)
  2. スタッフの家族、同居者に感染者や感染者への接触があることが判明した場合は、  
出勤停止とし、他のスタッフとの接触について正確な実態把握を実施。
- ⑨ 感染者情報に接した場合の対処(保健所からの通知・本人からの通告)  
保健所へ報告。(求められる情報の速やかな開示) 滞在者情報をまとめる。  
休業期間については、所管保健所により分かれている。施設汚染すると専門業者による  
施設の消毒が求められるので、既存取引先・地域の業者から対応の可否を確認しておく。